

「共謀罪」法案の強行採決に強く抗議するとともに、廃止を求める決議

政府は東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策として、共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案を参議院法務委員会での審議を打ち切り、本会議での強行採決を行った。政府は法案を早期に成立させ、条約を締結しなければならないと主張していた。「共謀罪」法案は国会審議を通じその危険性と矛盾が明らかになる中、国民の不安・疑念は広がり、国連の特別報告者からも日本政府に警告が発せられる異例の事態となっていた。人権にかかわる大問題について内外から続出している疑念を無視し、法案審議を推し進めた安倍政権の姿勢は、余りに異常である。

憲法が保障する思想・良心の自由の重大な侵害につながりかねない「共謀罪」法案への、国民の不安や疑念は広がり続けており、世論調査では8割近くが、政府の説明は「不十分」と答え、今国会で成立させるべきでないという声が多数となっていた。国連の人権理事会が任命した、プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏が、「共謀罪」法案について「広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と警告を発し、法案を成立させることは正当化できないとする書簡を安倍首相に提出していた。この書簡は、法案にある「組織的犯罪集団」や「準備行為」などの定義が曖昧なこと、国民のプライバシーを十分保護する仕組みがないことなどを指摘し、日本政府に説明・回答を求めている。そもそも「共謀罪」法がないとTOC条約が締結できないという政府の主張には、国際的にも疑義が寄せられており、同条約の締結手続に関する国連「立法ガイド」を起草したニコス・パッサス教授は「東京オリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対して、現在の法体系で対応できないものは見当たらない」と述べている。「共謀罪」法がなくてもTOC条約締結が可能なことは明らかである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「共謀罪」法案の強行採決に強く抗議するとともに、廃止を求める。

上記、決議する。

平成29年6月22日

三 鷹 市 議 会